

補助制度のご案内

(新型コロナウイルス感染症対応資金(国庫補助制度分)の条件変更により追加で発生する信用保証料補助制度)

島根県商工労働部中小企業課

平素から島根県の商工労働行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている県内事業者の資金繰りの安定を図るため、条件変更によって追加で発生する保証料の補助制度を創設しましたのでご案内します。

【制度概要】

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」(国庫補助制度)を借入当初から据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期間延長する条件変更をしたとき、事業者が信用保証協会へ追加で支払った信用保証料について、県が補助します。

1. 提出書類 (以下の4つの書類を郵送等により提出してください。)

(チェック欄)

- ①実績報告書兼交付申請書(様式第1号の2)(同封)
- ②信用保証料受入証明書の写し(同封)
- ③振込口座登録届出書(同封)
- ④口座の確認できる書類(通帳の写し等)

2. 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地

島根県 中小企業課 金融グループ 宛て

3. 申請期限

令和4年1月31日(必着)

島根県商工労働部中小企業課

金融グループ 黒瀬・松本

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

E-Mail keiei@pref.shimane.lg.jp